そのため、当該制度に基づく資金の貸付け又は社債の引受けを行うに当たっては、次のイ及びロに該当することを要件とする。

イ　認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。ただし、公庫が当該貸付け又は当該社債の引受けを行う指定金融機関に対して貸付けを行わない場合にあってはこの限りでない。

ロ　当該資金の貸付期間又は引き受ける社債の償還期間が五年以上であること。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあっては、その貸付期間が七年以上であること。

二　（略）

三　公庫及び指定金融機関が業務を行う上で配慮すべき事項

イ　認定事業適応事業者が指定金融機関に対して、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金についての貸付け又は社債の引受けの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業適応事業者の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付け又は社債の引受けの決定を行うこととする。

ロ　指定金融機関による貸付け又は社債の引受けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十条に規定する金融機関の他、認定事業者等に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合又は公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあってはこの限りでない。

ハ　（略）

ニ　公庫が行うツーステップ・ローン（法第二十一条の二十四第一項第一号及び第三号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）及びツーステップ・ローンを受けて指定金融機関が行う貸付け及び社債の引受けについては、次の①から③までに定めるところにより実施するものとする。

①　（略）

②　指定金融機関が確認・審査を行った結果、貸付け及び社債の引受けの決定を行う場合には、当該指定金融機関は公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請するものとする。

③　（略）

ホ　（略）

ヘ　公庫及び指定金融機関は、認定事業適応計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の供給を行うものとする。

4　（略）

5　その他事業適応に関する重要事項

一　（略）

二　主務大臣は、事業適応に係る金融支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付け又は社債の引受けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。

三～八　（略）

そのため、当該制度に基づく資金の貸付けを行うに当たっては、次のイ及びロに該当することを要件とする。

イ　認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し貸付けを行わない場合にあってはこの限りでない。

ロ　当該資金の貸付期間が五年以上であること。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあっては、その貸付期間が七年以上であること。

二　（略）

三　公庫及び指定金融機関が業務を行う上で配慮すべき事項

イ　認定事業適応事業者が指定金融機関に対して、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金についての借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業適応事業者の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

ロ　指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十条に規定する金融機関の他、認定事業者等に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合又は公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあってはこの限りでない。

ハ　（略）

ニ　公庫が行うツーステップ・ローン（法第二十一条の二十四第一項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）及びツーステップ・ローンを受けて指定金融機関が行う貸付けについては、次の①から③までに定めるところにより実施するものとする。

①　（略）

②　指定金融機関が確認・審査を行った結果、貸付けの決定を行う場合には、当該指定金融機関は公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請するものとする。

③　（略）

ホ　（略）

ヘ　公庫及び指定金融機関は、認定事業適応計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

4　（略）

5　その他事業適応に関する重要事項

一　（略）

二　主務大臣は、事業適応に係る金融支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。

三～八　（略）